

# 平成 2 8 年度 清瀬市行政評価 (外部評価委員会報告書)

平成 2 8 年 8 月\*\*日

清瀬市行政評価外部評価委員会

# 目次

---

<b>第1章. 外部評価の概要</b>	<b>1</b>
1. 外部評価の趣旨	1
2. 評価対象について	2
3. 外部評価の進め方	4
4. 外部評価内容	4
5. 外部評価結果の活用	5
<b>第2章. 評価結果</b>	<b>6</b>
1. 施策123 文化・芸術・スポーツ活動の支援	6
2. 施策213 生活の安定の確保及び自立・就労支援	7
3. 施策321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育	7
4. 施策432 商工業の振興	8
5. その他	8
<b>資料</b>	<b>9</b>
1. 平成28年度清瀬市行政評価外部評価委員会委員	9
2. 委員会日程	10
3. 委員会開催経過	10
4. 清瀬市行政評価実施要綱	12
5. 清瀬市行政評価外部評価実施要綱	15

# 第1章. 外部評価の概要

## 1. 外部評価の趣旨

### ✚ 客観性の確保・効果的な市政運営

「第4次清瀬市長期総合計画(平成28年度～平成37年度)」(以下、「4次長総」)に基づく計画的なまちづくりを推進するため、平成28年度より、4次長総で掲げる「施策」を単位とした「施策評価」を導入しました。

施策評価とは、施策の課題やその方向性等について評価を行った上で、施策の手段である「事務事業」の構成が、施策の成果に貢献しているかどうか等を検証するものです。

また、市民の皆さんに参加して頂くことによって、評価の客観性や妥当性を高めることに繋がります。

4次長総の実行性が確保され、更に効率的かつ効果的な市政運営が行われることをめざします。

### ✚ 市民への説明責任・透明性の確保

4次長総で掲げる将来像を実現するためには、戦略的な財政配分、事業選択が必要です。そのためには、市民の方々の理解が得られるよう、今まで以上に、丁寧かつ分かりやすい説明や、まちづくりへの興味・関心を高めるしかけづくりをし、市政への透明性を確保することが求められています。

清瀬市では、平成24年度より、識見を有する方をはじめ、公募による市民委員等が評価者となる外部評価を実施してきました。

平成28年度においては、無作為抽出による市民公募を行い、普段市政に関わりの薄い方々の関心を高めるとともに、サイレントマジョリティ(物言わぬ多数派)の意見を聴取することで、市民への説明責任や透明性について強化を図ります。

## 2. 評価対象について

清瀬市行政評価外部評価実施要綱第3条第2項に基づき、特に多角的な視点での評価を要すると判断した以下の4つの施策について外部評価を実施しました。

なお、対象施策は、4次長総の5つの分野のうち、行財政改革部分にあたる第5分野を除く、4つの分野からそれぞれ1施策ずつ抽出しました。

### ✚ 第1分野「暮らし」の分野から抽出

#### ①施策123 文化・芸術・スポーツ活動の支援

##### 施策の方向性

- 市民文化・芸術の充実と発展をめざします
- 誰でも気軽にスポーツ活動に親しめる環境をつくります



### ✚ 第2分野「支え合い」の分野から抽出

#### ②施策213 生活の安定の確保及び自立・就労支援

##### 施策の方向性

- 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います
- 虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います
- 就労に関する情報提供や相談支援を行います
- みんながともに支え合う地域福祉を推進します



✚ 第3分野「人づくり」の分野から抽出

③施策321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育

施策の方向性

- 子どもたちの学力の向上を図ります
- 子どもたちの「撓やか(しなやか)で強か(したたか)な心(※)」と、豊かな人間性を培います
- 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします

※「若竹のような多少のことでは折れないしなやかさ」をイメージした言葉で、子どもに育みたい心の力として「豊かな人間性」に加え「心を鍛える」必要性を表しています。



✚ 第4分野「基盤づくり」の分野から抽出

④施策432 商工業の振興

施策の方向性

- 商店街の振興・活性化を図ります
- まちに活気をもたらす新しい産業を育成します
- 商工業者の安定した経営を支援します



### 3. 外部評価の進め方

- ✚ 限られた時間を有効に活用するため、下記の2日間の行程で行われました。
  - 第1回 説明会
  - 第2回 評価会
- ✚ 説明会では、評価会に向けて、以下の点について確認し、事前に準備をしていただきました。
  - 行政評価制度の概要
  - 評価会における論点
  - 市の現状(財政状況・人口推計)
- ✚ 評価会では、2つのグループに分かれて2施策ずつ評価を行いました。
- ✚ 評価は、グループ毎に以下の手順で1施策90分間の時間をかけて行いました。
  - 事前配布資料に対する質疑応答(30分)
  - 評価(60分)
- ✚ グループ毎の評価後、全体での共有時間をもうけ、答申案をまとめました。

### 4. 外部評価内容

#### (事前準備)

- ✚ 事前準備として、施策の「目的」と「手段」、庁内評価を確認して頂きました。
  - 施策の「目的」…各施策の「10年後の姿」及び「施策の方向性」をさします。
  - 施策の「手段」…各施策に関連する平成27年度に実施した事務事業をさします。
  - 庁内評価  
…担当所管や内部の評価委員会による「平成27年度実績に対する評価」及び「施策を取り巻く環境」、「今後の施策課題」等をさします。

#### (評価)

- ✚ 各施策について、「施策を取り巻く環境」がどのような状況であるか意見を出し合い、各事柄が施策に及ぼす影響について考察しました。

##### 《施策を取り巻く環境》

例:

- 市内で暮らす家族・友人・地域の声(=ニーズ)
- 他のまちの状況と清瀬市との比較
- 施策に関係のある事業に取り組んでいる企業やNPOなどの動向
- 法や制度の新設や改正などの動向
- 新たな技術の開発などの動向 など

##### 《各事柄が施策に及ぼす影響》

例:

- 「施策を進めていく上で有利(役に立つ)」か「不利」か
- 「施策の必要性を高める」か「低くする」か など

- ✚ 各施策について、「今後の施策課題」の洗い出しを行いました。

例：

- ここ最近新たに発生している課題
- 依然として改善されていない課題
- 数年前は課題であったが状況が変わってきている課題 など

- ✚ 「施策を取り巻く環境」と「今後の施策課題」を踏まえて、施策全体の評価や今後の方向性について総括しました。

例：

- 「10年後の姿」達成のために〇〇は今あまり効果がでない
- 地域から〇〇の声が非常に多いので新たに〇〇に取り組むべき
- 〇〇はニーズがないのでむしろ新たに〇〇に注力すべき など

## 5. 外部評価結果の活用

- ✚ 評価結果は、「施策」の手段である「事務事業(予算事業)」の方向性を市が判断する上での情報とします。

- 評価結果を踏まえて、平成29年度予算編成の検討で活用を図ります
- 評価結果を踏まえて、4次長総の見直しに反映させます。

## 第2章. 評価結果

下記のとおり、「施策を取り巻く環境」、「今後の施策課題」、「施策の総括」について、施策毎に評価しました。

また、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第3条第2項及び第3項にかかる事項についても、下記のとおり「その他」としてまとめました。

### 1. 施策123 文化・芸術・スポーツ活動の支援

項目	市民委員の主な意見
施策を取り巻く環境	
今後の施策課題	
施策の総括	

## 2. 施策213 生活の安定の確保及び自立・就労支援

項目	市民委員の主な意見
施策を取り巻く環境	
今後の施策課題	
施策の総括	

## 3. 施策321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育

項目	市民委員の主な意見
施策を取り巻く環境	
今後の施策課題	
施策の総括	

#### 4. 施策432 商工業の振興

項目	市民委員の主な意見
施策を取り巻く環境	
今後の施策課題	
施策の総括	

#### 5. その他

項目	市民委員の主な意見
行政評価制度について	
委員会運営について	

## 資料

### 1. 平成28年度清瀬市行政評価外部評価委員会委員

#### 1. 清瀬市行政評価外部評価委員会委員(学識を有する者2名)

氏名	所属等	グループ
◎ 星野 泉	明治大学政治経済学部 教授	A
○ 伊加田 直孝	有限責任監査法人トーマツ マネジャー	B

#### 2. 清瀬市行政評価外部評価委員会委員(市民委員8名)

氏名	所属等	グループ
川島 静子	無作為抽出による公募市民	B
佐藤 健二	無作為抽出による公募市民	B
佐藤 拓也	無作為抽出による公募市民	A
菅井 隆弘	無作為抽出による公募市民	B
鈴木 愛梨	無作為抽出による公募市民	A
谷富 美和	無作為抽出による公募市民	B
中山 雅視	無作為抽出による公募市民	A
三島 幸乃	無作為抽出による公募市民	A

※◎:委員長、○:副委員長

※敬称略、五十音順

### 3. 無作為抽出による公募の導入

平成28年度より、サイレントマジョリティ(物言わぬ多数派)の意見を聴取することができるよう、以下の方法で無作為に抽出した1,000名の市民から公募を行いました。

#### ✚ 応募資格

- 対象者名簿(6月6日時点、住民基本台帳から無作為に抽出した清瀬市内在住の18歳以上の市民1,000人)に記載のある者
- 清瀬市職員及び清瀬市市議会議員は対象者名簿から除外

#### ✚ 募集概要

- 応募期間6月6日(月)～7月8日(金)
- 市ホームページの応募フォーム、FAX、郵送、持参により受付

## ✚ 募集結果

- 応募者数45名(男性:25名、女性:20名)  
※うち1名辞退
- 清瀬市まちづくり基本条例第10条第2項の「男女同数」の原則や、年齢、地域等を考慮した上で抽選により8名を選定

## 2. 委員会日程

日 程	内 容
第1回 8月2日(火)	説明会
第2回 8月7日(日)	評価会

## 3. 委員会開催経過

### 1. 説明会

開 催 日 時	8月2日(火)午後6時30分～午後8時
開 催 場 所	男女共同参画センター アイレック 会議室1・2
出 席 者	《委員》 星野委員長、伊加田副委員長、川島委員、佐藤健二委員、佐藤拓也委員、菅井委員、鈴木委員、谷富委員、中山委員、三島委員 《事務局》 企画部長、企画課長、企画調整担当職員2名
内 容	1. 開会 2. 本日の進め方 3. 委嘱状の交付・自己紹介 4. 委員会の設置について 5. 委員長・副委員長選任 6. 諮問状の交付 7. 委員会の公開について 8. 行政評価制度について 9. 第2回委員会(評価会)について 10. 清瀬市の財政状況・人口推計について

## 2. 評価会

開催日時	8月7日(日)午前9時30分～午後1時30分
開催場所	男女共同参画センター アイレック 会議室1・2
出席者	<p>《委員》            星野委員長、伊加田副委員長、川島委員、佐藤健二委員、佐藤拓也委員、菅井委員、鈴木委員、谷富委員、中山委員、三島委員</p> <p>《担当所管》            市民生活部長、健康福祉部長、教育部長、教育部参事、産業振興課長、生活福祉課長、子ども家庭支援センター長、生涯学習スポーツ課長</p> <p>《事務局》            企画部長、企画課長、企画調整担当職員3名</p>
傍聴者人数	***人
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 本日の進め方</li> <li>3. 評価①            Aグループ 施策123            Bグループ 施策213</li> <li>4. 評価②            Aグループ 施策321            Bグループ 施策432</li> <li>5. 全体共有</li> </ol>

## 3. 答申

8月\*\*\*日、清瀬市行政評価外部評価実施要綱第7条に基づき、星野委員長より渋谷清瀬市長に、外部評価結果について答申がされました。

## 4. 清瀬市行政評価実施要綱

平成17年5月25日訓令第46号

(目的)

第1条 この要綱は、清瀬市の行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、市の行財政運営の継続的な見直しを行うとともに職員の意識改革を図り、市政に関する市民への説明責任を果たし、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 市が行う施策や事務事業等の行政活動について、その実施結果及び効果を分析し検証を行うことをいう。
- (2) 施策 清瀬市長期総合計画で掲げるまちづくりの基本目標を達成するために、具体的に推進する方策等をいう。
- (3) 事務事業 清瀬市長期総合計画で掲げる施策を展開するための手段である具体的な取り組み内容をいう。
- (4) 清瀬市行政評価委員会 行政評価の円滑な執行を図るとともに、評価の客観性を確保することを目的に設置する委員会をいう。

(行政評価の対象)

第3条 行政評価の対象は、清瀬市組織規則（昭和48年清瀬市規則第8号）第2条により設置された課等、清瀬市教育委員会事務局組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第3号）第2条第1項により設置された課、清瀬市立図書館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第5号）第2条により設置された課、清瀬市郷土博物館組織規則（平成15年清瀬市教育委員会規則第6号）第2条により設置された課、会計管理者の補助組織に関する規則（平成19年清瀬市規則第13号）第1条により設置された課、清瀬市議会事務局設置条例（昭和35年清瀬町条例第9号）第1条により設置された局、清瀬市監査委員条例（平成14年清瀬市条例第25号）第3条第1項により設置された局、清瀬市選挙管理委員会規程（平成8年清瀬市選挙管理委員会規程第1号）第19条第1項により設置された局並びに清瀬市農業委員会事務局の設置及び運営に関する規程（昭和45年清瀬市農業委員会規程第1号）第2条により設置された局（以下「課等」という。）の所掌する施策及び事務事業を対象とする。

(行政評価の内容)

第4条 行政評価の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第一次評価 清瀬市長期総合計画で掲げる施策を所管する部及び課において、施策の達成状況や課題を分析し、施策を構成する事務事業の

将来的な方向性を判断する。

- (2) 第二次評価 第一次評価の結果を受け、清瀬市行政評価委員会が施策を構成する事務事業の資源配分を協議しながら、全庁的な視点で施策の課題と方向性を判断する。

(行政評価委員会の設置)

第5条 行政評価の円滑な執行を図るため、清瀬市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第6条 委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施策を所管する部及び課に第一次評価の実施について通知すること。
- (2) 第一次評価の結果を受け第二次評価を実施すること。
- (3) 第二次評価の結果を市長に報告すること。
- (4) その他、委員長が必要であると認めること。

(委員会の組織及び運営)

第7条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長が事前に指名する委員をもって委員長の職務を代理させる。
- 4 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 5 委員会は委員長が招集する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(行政評価の実施)

第9条 第6条第1号に規定する通知を受けた部及び課は、速やかに行政評価を実施するものとする。

(外部評価)

第10条 行政評価については、その客観性を確保するため、外部の異なった視点による評価（次項において「外部評価」という。）を実施するものとする。

- 2 外部評価の実施方法その他の外部評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(行政評価の公表)

第11条 市長は、行政評価の結果を市民に公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年5月25日から施行する。  
(清瀬市行政評価委員会設置要綱の廃止)
- 2 清瀬市行政評価委員会設置要綱(平成16年清瀬市訓令第53号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月30日訓令第23号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役がこの訓令施行後において任期中にあるときは、改正前の要綱第3条の収入役に係る規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年3月31日訓令第19号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月31日訓令第61号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

委員会を組織する者
副市長、企画部長、総務部長、企画課長、財政課長、その他委員長が必要と認める者

## 5. 清瀬市行政評価外部評価実施要綱

平成24年5月31日訓令第60号

(目的)

第1条 この要綱は、市の行財政運営の継続的な見直し、職員の意識改革、市政に対する市民への説明責任等を果たすため、市の行政評価（清瀬市行政評価実施要綱（平成17年清瀬市訓令第46号）第2条に規定する行政評価に同じ。以下「行政評価」という。）に外部評価制度を導入し、透明性を確保して効率的、かつ効果的な市政運営を推進することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 市長は、市が実施する行政評価に市民等の意見、提案等を取り入れて行政評価の客観性を確保するため、清瀬市行政評価外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が指定する施策について市民又は専門家の視点で評価すること。
- (2) 行政評価制度の改善に意見を述べること。
- (3) その他市長が特に必要と認めたこと。

(組織)

第4条 委員会は、市長が次の各号に掲げる者から委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表して会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前各項に定めるほか委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聴き定める。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議において議事を決するときは、出席委員の過半数以上の賛

成等を要するものとする。

(外部評価結果の報告)

第7条 委員長は、第3条に規定する所掌事項を執行することにより外部評価が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項に拘らず市長に対して行政評価システム全般に意見を提案することができる。

(報告結果の利用等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する報告があったときは、庁議及び部課長会議その他の会議で職員にその内容を周知しなければならない。

2 市長は、前条第2項の規定による提案があったときは、これを尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、行政評価における外部評価の実施に必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。